



# 山形県公報

平成22年7月27日(火)  
第2163号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………(村山総合支庁福祉企画課) …845
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………( 同 ) …846
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………( 同 ) …847
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………( 同 ) …同
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定……………( 同 ) …848
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業所の名称及び所在地の変更……………( 同 ) …同
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………( 同 ) …同
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁建設総務課) …849
- 同……………( 同 ) …同
- 県道の供用の開始……………( 同 ) …同
- 同……………( 同 ) …850
- 公共測量の実施の通知……………(用 地 課) …同

### 労働委員会関係

#### 告 示

- 地方公営企業等の労働関係に関する法律に基づく非組合員の範囲の認定……………同

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(最上総合支庁地域振興課) …851
- 指定管理者の募集……………(障がい福祉課) …同
- 同……………( 同 ) …853
- 同……………( 同 ) …854
- 同……………( 同 ) …855
- 同……………( 同 ) …856
- 同……………( 同 ) …857
- 県営住宅入居者の一般公募……………(庄内総合支庁建築課) …858

## 告 示

### 山形県告示第640号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成22年7月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                                     | サービスの種類     | 指定年月日       |
|------------------------|-------------------------------------------------|-------------|-------------|
| 株式会社ニチイ学館              | ニチイのきらめき山形<br>山形市桜町四丁目3番45号                     | 特定施設入居者生活介護 | 平成21. 9. 30 |
| 医療法人社団みゆき会             | 医療法人社団みゆき会 みゆきデイサービス成沢<br>山形市成沢西四丁目11番31号       | 通所介護        | 平成22. 3. 31 |
| 株式会社タイヨウ               | ソーレ天童<br>天童市田鶴町三丁目5番11号                         | 特定施設入居者生活介護 | 同 4. 16     |
| 社会福祉法人東根福祉会            | 小規模特別養護老人ホーム 本丸ホーム<br>東根市本丸南一丁目10番16号           | 短期入所生活介護    | 同 4. 30     |
| 株式会社テイクオフ              | ケアステージとこしえ長崎<br>東村山郡中山町あおば16番11                 | 通所介護        | 同 4. 21     |
| 合同会社ヴォーチェ              | ことばのダイルルーム奏<br>山形市若宮三丁目7番30-101号                | 通所介護        | 同 4. 23     |
| 株式会社東北福祉サービス           | 宅老所 まえた<br>山形市前田町6番40号                          | 通所介護        | 同 4. 28     |
| 大和メディカル有限会社            | 訪問看護ステーション 檜の木<br>山形市上町四丁目6番24号                 | 訪問看護        | 同 5. 20     |
| 大和メディカル有限会社            | デイサービス 檜の木<br>山形市上町四丁目6番24号                     | 通所介護        | 同           |
| 医療法人社団みゆき会             | 医療法人社団みゆき会 みゆきヘルパー<br>ステーション南館<br>山形市南館四丁目1番45号 | 訪問介護        | 同 6. 1      |
| 医療法人社団みゆき会             | 医療法人社団みゆき会 短期入所生活介護 みなみ<br>山形市南館四丁目1番45号        | 短期入所生活介護    | 同           |
| 医療法人社団みゆき会             | 医療法人社団みゆき会 通所リハビリ<br>テーションすてっぷ<br>山形市南館四丁目1番45号 | 通所リハビリテーション | 同           |

## 山形県告示第641号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成22年7月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の<br>名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                               | サービスの種類             | 指定年月日       |
|--------------------------|-------------------------------------------|---------------------|-------------|
| 株式会社ニチイ学館                | ニチイのきらめき山形<br>山形市桜町四丁目3番45号               | 介護予防特定施設<br>入居者生活介護 | 平成21. 9. 30 |
| 医療法人社団みゆき会               | 医療法人社団みゆき会 みゆきデイサービス成沢<br>山形市成沢西四丁目11番31号 | 介護予防通所介護            | 平成22. 3. 31 |
| 株式会社タイヨウ                 | ソーレ天童<br>天童市田鶴町三丁目5番11号                   | 介護予防特定施設<br>入居者生活介護 | 同 4. 16     |
| 株式会社テイクオフ                | ケアステージとこしえ長崎<br>東村山郡中山町あおば16番11           | 介護予防通所介護            | 同 4. 21     |

|             |                                                 |                     |   |      |
|-------------|-------------------------------------------------|---------------------|---|------|
| 合同会社ヴォーチェ   | ことばのデイルーム奏<br>山形市若宮三丁目7番30-101号                 | 介護予防通所介護            | 同 | 4.23 |
| 大和メディカル有限会社 | 訪問看護ステーション 檜の木<br>山形市上町四丁目6番24号                 | 介護予防訪問看護            | 同 | 5.20 |
| 大和メディカル有限会社 | デイサービス 檜の木<br>山形市上町四丁目6番24号                     | 介護予防通所介護            | 同 |      |
| 医療法人社団みゆき会  | 医療法人社団みゆき会 みゆきヘルパー<br>ステーション南館<br>山形市南館四丁目1番45号 | 介護予防訪問介護            | 同 | 6.1  |
| 医療法人社団みゆき会  | 医療法人社団みゆき会 短期入所生活介<br>護 みなみ<br>山形市南館四丁目1番45号    | 介護予防短期入所<br>生活介護    | 同 |      |
| 医療法人社団みゆき会  | 医療法人社団みゆき会 通所リハビリ<br>テーションすてっぷ<br>山形市南館四丁目1番45号 | 介護予防通所リハ<br>ビリテーション | 同 |      |

**山形県告示第642号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成22年7月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                  | サービスの種類         | 廃止年月日      |
|------------------------|------------------------------|-----------------|------------|
| 株式会社ニチイのきらめき           | ニチイのきらめき山形<br>山形市松町四丁目3番45号  | 特定施設入居者生<br>活介護 | 平成21. 9.30 |
| 株式会社田丸                 | 家具の田丸 山形北店<br>山形市馬見ヶ崎四丁目2番5号 | 福祉用具貸与          | 平成22. 5.31 |
| 株式会社田丸                 | 家具の田丸 山形北店<br>山形市馬見ヶ崎四丁目2番5号 | 特定福祉用具販売        | 同          |
| 合同会社むくどり               | デイサービスむくどり<br>山形市蔵王成沢890番地の4 | 通 所 介 護         | 同 6.15     |

**山形県告示第643号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成22年7月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者<br>の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                  | サービスの種類             | 廃止年月日      |
|--------------------------|------------------------------|---------------------|------------|
| 株式会社ニチイのきらめき             | ニチイのきらめき山形<br>山形市松町四丁目3番45号  | 介護予防特定施設<br>入居者生活介護 | 平成21. 9.30 |
| 株式会社田丸                   | 家具の田丸 山形北店<br>山形市馬見ヶ崎四丁目2番5号 | 介護予防福祉用具<br>貸与      | 平成22. 5.31 |
| 株式会社田丸                   | 家具の田丸 山形北店<br>山形市馬見ヶ崎四丁目2番5号 | 介護予防特定福祉<br>用具販売    | 同          |
| 合同会社むくどり                 | デイサービスむくどり<br>山形市蔵王成沢890番地の4 | 介護予防通所介護            | 同 6.15     |

## 山形県告示第644号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成22年7月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地      | 事業所の名称及び所在地                        | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日       |
|-----------------------------------|------------------------------------|-------------|-------------|
| 社会福祉法人村山市社会福祉協議会<br>村山市中央一丁目5番24号 | 村山市社会福祉協議会児童デイサービス<br>村山市中央一丁目6番5号 | 児童デイサービス    | 平成22. 5. 28 |

## 山形県告示第645号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成22年7月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地            | 事業所の名称及び所在地                 |                           | 障害福祉サービスの種類      | 変更年月日        |
|-----------------------------------------|-----------------------------|---------------------------|------------------|--------------|
|                                         | 変更前                         | 変更後                       |                  |              |
| 株式会社ジャパンケアサービス東日本<br>東京都豊島区北大塚一丁目13番15号 | ハッピー天童・ヘルパーステーション           |                           | 居宅介護<br>重度訪問介護   | 平成21. 12. 15 |
|                                         | 天童市東本町一丁目2番18号松田貸店舗         | 天童市久野本四丁目15番20号ヤハギビル2F    |                  |              |
| 株式会社ジャパンケアサービス東日本<br>東京都豊島区北大塚一丁目13番15号 | ハッピー山形南・ヘルパーステーション          |                           | 居宅介護<br>重度訪問介護   | 平成22. 1. 15  |
|                                         | 山形市前田町16番18号                | 山形市桜田西四丁目17番1号桜田悠々館2F-D号室 |                  |              |
| 株式会社ジャパンケアサービス東日本<br>東京都豊島区北大塚一丁目13番15号 | ハッピー上山・ヘルパーステーション           |                           | 居宅介護<br>重度訪問介護   | 同 3. 15      |
|                                         | 上山市二日町9番21号                 | 上山市石曾根37番地                |                  |              |
| 社会福祉法人山形県社会福祉事業団<br>山形市緑町一丁目9番30号       | ワークショップ明星園共同生活事業所           |                           | 共同生活介護<br>共同生活援助 | 同 4. 1       |
|                                         | 山形市長町728番地の2                | 山形市江俣一丁目9番26号             |                  |              |
| アースサポート株式会社<br>東京都渋谷区本町一丁目8番7号          | アースサポート株式会社<br>山形在宅サービスセンター |                           | 居宅介護<br>重度訪問介護   | 同            |
|                                         | 山形市八日町一丁目2番2号               |                           |                  |              |

## 山形県告示第646号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成22年7月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

|                                       |                                              |                 |             |
|---------------------------------------|----------------------------------------------|-----------------|-------------|
| 指定障害福祉サービス事業者の<br>名称及び主たる事務所の所在地      | 事業所の名称及び所在地                                  | 障害福祉サービスの<br>種類 | 廃止年月日       |
| 社会福祉法人山形公和会<br>山形市大字沼木字下河原1129番<br>地1 | みこころの園身体障害者居宅介護事<br>業所<br>山形市大字沼木字下河原1129番地1 | 居 宅 介 護         | 平成22. 3. 31 |

**山形県告示第647号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成22年7月27日から同年8月9日まで縦覧に供する。

平成22年7月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 米沢南陽白鷹線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                   | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長        |
|---------------------------------------|------|--------------------|------------|
| 米沢市窪田町藤泉字天神前下90-12から<br>同 字天神前中62-3まで | 旧    | 40.0メートル<br>} 20.0 | メートル<br>80 |
| 同 上                                   | 新    | 40.0メートル<br>} 20.0 | 同 上        |

**山形県告示第648号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成22年7月27日から同年8月9日まで縦覧に供する。

平成22年7月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 広幡窪田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                               | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長         |
|-----------------------------------|------|--------------------|-------------|
| 米沢市窪田町藤泉字天神前下96-15から<br>同 91-17まで | 旧    | 40.0メートル<br>} 20.0 | メートル<br>105 |
| 同 上                               | 新    | 40.0メートル<br>} 20.0 | 同 上         |

**山形県告示第649号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成22年7月27日から同年8月9日まで縦覧に供する。

平成22年7月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 米沢南陽白鷹線
- 2 供用開始の区間 米沢市窪田町藤泉字天神前下90-12から  
同 字天神前中62-3まで

3 供用開始の期日 平成22年 7月27日

山形県告示第650号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成22年 7月27日から同年 8月 9日まで縦覧に供する。

平成22年 7月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 広幡窪田線
- 2 供用開始の区間 米沢市窪田町藤泉字天神前下96-15から  
同 91-17まで
- 3 供用開始の期日 平成22年 7月27日

山形県告示第651号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、河川管理者山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成22年 7月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
北村山郡大石田町大字次年子地域
- 2 公共測量を実施する期間  
平成22年 7月 1日から同年 9月10日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（デジタルマッピング・数値図化 地図情報レベル2500）

労働委員会関係

告 示

山形県労働委員会告示第1号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定により、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を次のとおり平成22年 7月15日認定した。

なお、平成21年 9月 1日山形県労働委員会告示第2号（地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による告示）は、廃止する。

平成22年 7月27日

山 形 県 労 働 委 員 会  
会 長 濱 田 宗 一

- 1 地方公営企業等の名称  
県が経営する電気事業、工業用水道事業、公営企業資産運用事業、水道用水供給事業及び駐車場事業
- 2 組合の名称又は表示  
前項に掲げる事業に従事する職員が結成し、又は加入する労働組合
- 3 労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲

| 勤 務 箇 所 |     | 労 働 組 合 法 第 2 条 第 1 号 に 規 定 す る 者                                                                  |
|---------|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 山       | 本 局 | 局長、参事、課長、主幹、総務企画課副主幹、課長補佐（課長に事故がある場合その事務を代決する者1人及び局の人事、労務又は経理を担当する者に限る。）、総務企画課総務専門員、同課職員主査及び同課財務主査 |

|                       |           |         |
|-----------------------|-----------|---------|
| 形<br>県<br>企<br>業<br>局 | 村 山 事 務 所 | 所長及び副所長 |
|                       | 最 上 事 務 所 | 所長及び副所長 |
|                       | 置 賜 事 務 所 | 所長及び副所長 |
|                       | 鶴 岡 事 務 所 | 所長及び副所長 |
|                       | 酒 田 事 務 所 | 所長及び副所長 |

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成22年7月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請のあった年月日

平成22年6月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名称

特定非営利活動法人 子育てネットワークバルボンさん

(2) 代表者の氏名

高山 恵美子

(3) 主たる事務所の所在地

新庄市堀端町7番6号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、子育て支援を必要とする人々に対して、子育て支援に関する事業を行い、子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

山形県立泉荘の指定管理者を次のとおり募集する。

平成22年7月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

(1) 名 称 山形県立泉荘

(2) 所在地 長井市今泉1812番地

2 指定の期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人で、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

(1) 県内に主たる事務所を有すること。

(2) 申請時において、県内で、生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項第1号に規定する救護施設（以下「救護施設」という。）又は障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設（通所のものを除く。）を自ら設置し、又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により県若しくは市町村の指定を受けて管理していること。

- (3) 平成22年4月1日において、(2)に掲げる施設の運営を引き続き3年以上行っていること。
  - (4) 次のとおり開催する現地説明会に出席していること。
    - イ 開催日時 平成22年8月5日（木）午前10時から正午まで
    - ロ 集合場所及び集合時間 山形県立泉荘玄関前 午前9時50分
  - (5) 人員配置計画が次の基準を満たしていること。
    - イ 山形県立保護施設条例（昭和36年3月県条例第7号）第6条に規定する基準のうち人員に関するものを満たしていること。
    - ロ 配置する直接処遇職員（生活指導員、介護職員、看護師、准看護師その他これらに準ずる職員をいう。以下同じ。）のうち、申請時において通算5年以上次の施設で直接処遇職員として勤務した経験を有するものの数を常勤換算方法（職員の勤務延時間数の総数を当該施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該施設の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法のことをいう。）で換算した数が、イにより必要とされる直接処遇職員の数の2分の1以上であること。
      - (イ) 救護施設
        - (㍑) 法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設
        - (㍒) 法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設又は身体障害者授産施設
        - (㍓) 法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第1項に規定する精神障害者社会復帰施設
        - (㍔) 法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第5条第1項に規定する知的障害者援護施設（知的障害者福祉ホームを除く。）
  - (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
  - (7) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
  - (8) 国税及び地方税を滞納していないこと。
  - (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続を行っていないこと。
  - (10) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。
  - (11) 法人の代表者等（法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
  - (12) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
  - (13) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
- 4 募集要項の配布期間及び配布場所
- (1) 配布期間 平成22年7月27日（火）から同年9月3日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
  - (2) 配布場所  
山形県健康福祉部障がい福祉課 指導調整担当  
郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023-630-2203又は2706  
なお、山形県のホームページの健康福祉部障がい福祉課のページからも入手することができる。
- 5 申請書の受付期間及び受付方法
- (1) 受付期間 平成22年7月27日（火）から同年9月3日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
  - (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、同日までの消印のあるものに限り、受け付ける。
- 6 その他
- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県立保護施設条例、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）、山形県立救護施設管理規則（昭和45年5月県規則第23号）及び募集要項によること。
  - (2) この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。



山形県立みやま荘の指定管理者を次のとおり募集する。

平成22年7月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県立みやま荘
- (2) 所在地 西村山郡河北町大字吉田字馬場11番地

2 指定の期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人で、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 県内に主たる事務所を有すること。
- (2) 申請時において、県内で、生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項第1号に規定する救護施設（以下「救護施設」という。）又は障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設（通所のものを除く。）を自ら設置し、又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により県若しくは市町村の指定を受けて管理していること。
- (3) 平成22年4月1日において、(2)に掲げる施設の運営を引き続き3年以上行っていること。
- (4) 次のとおり開催する現地説明会に出席していること。

イ 開催日時 平成22年8月5日（木）午後2時から午後4時まで

ロ 集合場所及び集合時間 山形県立みやま荘玄関前 午後1時50分

- (5) 人員配置計画が次の基準を満たしていること。

イ 山形県立保護施設条例（昭和36年3月県条例第7号）第6条に規定する基準のうち人員に関するものを満たしていること。

ロ 配置する直接処遇職員（生活指導員、介護職員、看護師、准看護師その他これらに準ずる職員をいう。以下同じ。）のうち、申請時において通算5年以上次の施設で直接処遇職員として勤務した経験を有するものの数を常勤換算方法（職員の勤務延時間数の総数を当該施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該施設の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法のことをいう。）で換算した数が、イにより必要とされる直接処遇職員の数の2分の1以上であること。

(イ) 救護施設

(ロ) 法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設

(ハ) 法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設又は身体障害者授産施設

(ニ) 法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第1項に規定する精神障害者社会復帰施設

(ホ) 法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第5条第1項に規定する知的障害者援護施設（知的障害者福祉ホームを除く。）

- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。

(7) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。

(8) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(9) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続を行っていないこと。

(10) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

(11) 法人の代表者等（法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

(12) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。

(13) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 平成22年7月27日（火）から同年9月3日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
  - (2) 配布場所  
山形県健康福祉部障がい福祉課 指導調整担当  
郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023-630-2203又は2706  
なお、山形県のホームページの健康福祉部障がい福祉課のページからも入手することができる。
- 5 申請書の受付期間及び受付方法
- (1) 受付期間 平成22年7月27日（火）から同年9月3日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
  - (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、同日までの消印のあるものに限り、受け付ける。
- 6 その他
- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県立保護施設条例、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）、山形県立救護施設管理規則（昭和45年5月県規則第23号）及び募集要項によること。
  - (2) この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県立点字図書館の指定管理者を次のとおり募集する。

平成22年7月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 募集する施設の名称及び所在地
  - (1) 名 称 山形県立点字図書館
  - (2) 所在地 山形市十日町一丁目6番6号
- 2 指定の期間  
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
- 3 申請者に必要な資格  
一般社団法人若しくは一般財団法人、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人で、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。
  - (1) 県内に主たる事務所を有すること。
  - (2) 次のとおり開催する現地説明会に出席していること。
    - イ 開催日時 平成22年8月9日（月） 午前10時から正午まで
    - ロ 集合場所及び集合時間 山形県立点字図書館玄関前 午前9時50分
  - (3) 人員配置計画が次の基準を満たしていること。
    - イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第29条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準のうち、人員に関するものを満たしていること。
    - ロ 配置する司書については、図書館法（昭和25年法律第118号）第5条に定める資格を有する者であること。ただし、専門的業務に関し、相当の学識経験を有する者をもって、これに代えることができる。
    - ハ 配置する点字指導員、貸出閲覧員及び校正員については、それぞれの専門的業務に関し、相当の知識又は経験を有する者であること。
  - (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
  - (5) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
  - (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
  - (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続を行っていないこと。
  - (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。
  - (9) 法人の代表者等（法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

- (10) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
- (11) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。

#### 4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 平成22年7月27日（火）から同年9月3日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 配布場所  
山形県健康福祉部障がい福祉課 地域生活支援担当  
郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023-630-3303  
なお、山形県のホームページの健康福祉部障がい福祉課のページからも入手することができる。

#### 5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成22年7月27日（火）から同年9月3日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、同日までの消印のあるものに限り、受け付ける。

#### 6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県立点字図書館条例（昭和48年3月県条例第16号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県身体障がい者保養所東紅苑の指定管理者を次のとおり募集する。

平成22年7月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県身体障がい者保養所東紅苑
- (2) 所在地 東根市温泉町二丁目16番1号

#### 2 指定の期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

#### 3 申請者に必要な資格

法人その他の団体で、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 県内に主たる事務所を有すること。
- (2) 申請時において、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項及び食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の規定による営業の許可を受け、県内で宿泊施設を運営していること。
- (3) 平成22年4月1日において、(2)に掲げる施設の運営を引き続き3年以上行っていること。
- (4) 申請時において、県内で社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第3号の2若しくは第4号に規定する第一種社会福祉事業（同項第3号の2に規定する事業にあつては、同号の施設において提供するサービスの主たる対象が身体障がいであるものに限る。）又は同条第3項第4号の2に規定する第二種社会福祉事業（事業の主たる対象が身体障がいであるものに限る。）を行っていること。
- (5) 次のとおり開催する現地説明会に出席していること。
  - イ 開催日時 平成22年8月10日（火） 午前10時から正午まで
  - ロ 集合場所及び集合時間 山形県身体障がい者保養所東紅苑玄関前 午前9時50分
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (7) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (10) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。
- (11) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法

律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

(12) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。

(13) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。

#### 4 募集要項の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間 平成22年7月27日（火）から同年9月3日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

##### (2) 配布場所

山形県健康福祉部障がい福祉課 地域生活支援担当

郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023-630-3303

なお、山形県のホームページの健康福祉部障がい福祉課のページからも入手することができる。

#### 5 申請書の受付期間及び受付方法

(1) 受付期間 平成22年7月27日（火）から同年9月3日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、同日までの消印のあるものに限り、受け付ける。

#### 6 その他

(1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県身体障がい者保養所条例（昭和52年12月県条例第43号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。

(2) この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県福祉休養ホーム寿海荘の指定管理者を次のとおり募集する。

平成22年7月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 募集する施設の名称及び所在地

(1) 名 称 山形県福祉休養ホーム寿海荘

(2) 所在地 鶴岡市湯温泉字湯之里88番地の1

#### 2 指定の期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

#### 3 申請者に必要な資格

法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

(1) 県内に主たる事務所を有すること。

(2) 申請時において、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項及び食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の規定による営業の許可を受け、県内で宿泊施設を運営していること。

(3) 平成22年4月1日において、(2)に掲げる施設の運営を引き続き3年以上行っていること。

(4) 申請時において、県内で、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第3号、第3号の2若しくは第4号に規定する第一種社会福祉事業（同条第3号の2に規定する事業にあつては、同号の施設において提供するサービスの主たる対象が身体障がいであるものに限る。）又は同条第3項第3号、第4号若しくは第4号の2に規定する第二種社会福祉事業（同号に規定する事業にあつては、事業の主たる対象が身体障がいであるものに限る。）を行っていること。

(5) 次のとおり開催する現地説明会に出席していること。

イ 開催日時 平成22年8月6日（金）午前10時から正午まで

ロ 集合場所及び集合時間 山形県福祉休養ホーム寿海荘玄関前 午前9時50分

(6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。

(7) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。

(8) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(9) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。

- (10) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。
- (11) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- (12) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
- (13) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
- 4 募集要項の配布期間及び配布場所
- (1) 配布期間 平成22年7月27日（火）から同年9月3日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 配布場所  
山形県健康福祉部障がい福祉課 指導調整担当  
郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023-630-2203又は2706  
なお、山形県のホームページの健康福祉部障がい福祉課のページからも入手することができる。
- 5 申請書の受付期間及び受付方法
- (1) 受付期間 平成22年7月27日（火）から同年9月3日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、同日までの消印のあるものに限り、受け付ける。
- 6 その他
- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県福祉休養ホーム条例（昭和54年3月県条例第14号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県立ふれあいの家の指定管理者を次のとおり募集する。

平成22年7月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 募集する施設の名称及び所在地
- (1) 名 称 山形県立ふれあいの家
- (2) 所在地 山形市長町二丁目10番20号
- 2 指定の期間  
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
- 3 申請者に必要な資格  
法人その他の団体で、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。
- (1) 県内に主たる事務所を有すること。
- (2) 申請時において、県内で、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第22項に規定する福祉ホーム、法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設（提供するサービスの主たる対象が身体障がいであるものに限る。）又は法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設（通所のものを除く。）を自ら設置し、又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により県若しくは市町村の指定を受けて管理しており、かつ、これらの施設において、法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス又は法附則第20条に規定する旧法施設支援を行っていること。
- (3) 平成22年4月1日において、(2)に掲げる施設の運営を引き続き3年以上行っていること。
- (4) 次のとおり開催する現地説明会に出席していること。
- イ 開催日時 平成22年8月9日（月）午後2時から午後4時まで
- ロ 集合場所及び集合時間 山形県立ふれあいの家玄関前 午後1時50分
- (5) 人員配置計画が次の基準を満たしていること。
- イ 法第80条に規定する厚生労働省令で定める基準のうち管理人に関するものを満たしていること。

ロ 配置する管理人については常勤とし、次の施設のいずれかにおいて職員として勤務した経験を有する者であること。

(イ) 法第5条第22項に規定する福祉ホーム

(ロ) 法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設

(ハ) 法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設又は身体障害者授産施設

(6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。

(7) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。

(8) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(9) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。

(10) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

(11) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

(12) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。

(13) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。

#### 4 募集要項の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間 平成22年7月27日（火）から同年9月3日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 配布場所

山形県健康福祉部障がい福祉課 地域生活支援担当

郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023-630-3303

なお、山形県のホームページの健康福祉部障がい福祉課のページからも入手することができる。

#### 5 申請書の受付期間及び受付方法

(1) 受付期間 平成22年7月27日（火）から同年9月3日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、同日までの消印のあるものに限り、受け付ける。

#### 6 その他

(1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県立ふれあいの家条例（平成18年3月県条例第22号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。

(2) この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成22年7月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称                | 所在地               | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    | 摘要     |                                    |                                    |     |
|-------------------|-------------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------|------------------------------------|------------------------------------|-----|
|                   |                   | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 |        | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |     |
| 県営美原アパ<br>ート2号(A) | 鶴岡市美原町19<br>-28   | 2DK  | 40.5                          | 1    | 一般用 | 11,500                  | 13,200                             | 15,200                             | 17,100                             | 19,500 | 22,600                             | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額           | 単身可 |
| 同 未広アパ<br>ート3号(A) | 同 未広町23<br>-60    | 2LDK | 69.3                          | 1    | 同   | 22,200                  | 25,700                             | 29,400                             | 33,100                             | 37,900 | 43,700                             |                                    |     |
| 同 川南アパ<br>ート1号    | 酒田市若宮町二<br>丁目1-1  | 2DK  | 51.2                          | 1    | 同   | 15,500                  | 17,800                             | 20,400                             | 23,000                             | 26,300 | 30,400                             |                                    | 単身可 |
| 同                 | 同                 | 同    | 51.2                          | 1    | 同   | 15,500                  | 17,800                             | 20,400                             | 23,000                             | 26,300 | 30,400                             |                                    |     |
| 同 東泉アパ<br>ート2号(A) | 同 東泉町四<br>丁目15-22 | 3DK  | 62.6                          | 1    | 同   | 18,200                  | 21,000                             | 24,000                             | 27,100                             | 31,100 | 35,800                             |                                    |     |
| 同 新橋アパ<br>ート(B)   | 同 新橋五丁<br>目5-1    | 同    | 68.2                          | 1    | 同   | 24,300                  | 28,100                             | 32,100                             | 36,200                             | 41,400 | 47,700                             |                                    |     |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成22年8月5日から同月11日まで（土・日曜日は休館日となります。）（受付時間 午前10時から午後5時）（ただし、郵送の場合は平成22年8月11日までの消印のあるものに限り有効とする。）

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
山形県すまい情報センター（庄内事務所）

## 5 入居の時期 平成22年10月上旬